

公共図書館における聴覚障害者サービスの実態と今後の発展可能性

下城 薫理

聴覚障害者は目が見えるのだから図書館の資料を利用するのに問題はないと思われることが多い。しかし聴力に障害があることによって第二次障害である言語発達の障害が生じることはあまり知られていない。生後間もなく聴力を失いかつ手話を母語とする聴覚障害者は年齢相応の読み書き能力を十分に身に付けていないことが多く、活字資料の利用が困難な場合がある。

しかし言語能力が不十分であるからといって図書館を全く利用しないわけではない。図鑑やレシピ本のような、写真や図が多用されているもの、文章が簡潔なものや映像資料など、自分の言語能力でも読み取ることが出来る資料ならば情報を得ることが可能であるため、図書館に行ってそのような資料を探し、利用することがある。国内では聴力に障害がある利用者も図書館の利用を楽しめるように、1986年に『聴覚障害者も使える図書館に：図書館員のためのマニュアル』が発刊された。このマニュアルでは多くの聴覚障害者サービスが提案されると共に、国内で先進的に聴覚障害者サービスを実施している図書館の活動報告がなされた。マニュアルが発刊された数年後にはアメリカで、障害があっても健常者と同等の量の情報へのアクセスが可能になるようにという米国障害者法が定められたことにより、公共図書館では施設面に限らず、提供する蔵書構成やレクリエーションなどの障害者サービスの内容も見直しされるようになった。このような海外の公共図書館における障害者へのサポートも、聴覚障害者に対する図書館サービスを考えるワーキンググループによって国内に紹介されている。

現在公共図書館で提供されている聴覚障害者サービスについて、施設のバリアフリー化、筆談による対応、字幕付き映像資料の貸出が全国的に行われていることが確認出来、また先進的にサービスを提供している館では、手話によるブックトークや図書館職員との交流会を開き、サービスを利用している聴覚障害者から直接意見、要望を聞いていることが分かった。さらに2010年1月1日から改正著作権法が施行されたことにより、学校図書館や大学図書館、公共図書館でも自館で所蔵している映像資料に字幕製作を行うことが許可され、法的に保障されるようになったが、3年の経過後字幕製作を実施したという活動報告は1件のみ確認され、全国的にはあまり所蔵している映像資料への字幕製作サービスが推進されていない状況が判明した。今後のサービスの発展可能性としては、聴覚障害者情報提供施設と図書館が提携することで字幕製作の効率化を図り、聴覚障害者団体と協力することで広くサービスを知ってもらって利用を促進すること、そして高い手話通訳技術が図書館職員に求められるという大きな困難はあるが、聴覚障害者情報提供施設と提携することで対面手話サービスが提供し得るサービスになったことの2点について論じた。

(指導教員 松林麻実子)